

民生児童委員・主任児童委員の7つのはたらき

①社会調査のはたらき

住民とのつながりを通して、常に地域の実情を把握します。

②相談のはたらき

地域住民がかかえる問題について、相手の立場に立ち、親身になって相談にのります。

③情報提供のはたらき

社会福祉の制度やサービスについて、その内容や情報を住民に的確に提供します。

④連絡通報のはたらき

住民が、個々の福祉需要に応じた福祉サービスが得られるよう関係行政機関、施設、団体等に連絡し、必要な対応を促すパイプの役割をとめます。

⑤調整のはたらき

住民の福祉需要に対応し、適切なサービスの提供が図られるように支援します。

⑥生活支援のはたらき

地域でともに生活する住民としての利点を生かして、日々の生活の中での支援を行っていきます。

⑦意見具申のはたらき

活動を通じて見えてくる問題点や改善策についてとりまとめ、関係機関等に地域の声を届けます。

◎民生児童委員・主任児童委員に関する問い合わせ先

西条市庁舎社会福祉課総務福祉係
(TEL 0897-56-5151 内線 2323・2324)
東予総合支所福祉課障害者福祉係
(TEL 0898-64-2700 内線 131・132)
丹原総合支所保健福祉課社会福祉
援護係 (TEL 0898-68-7300 内線 211・212)
小松総合支所保健福祉課社会福祉
援護係 (TEL 0898-72-2111 内線 124・125)

児童虐待を起こさせない地域づくりを

大きな社会問題になっている児童虐待について考えてみましょう。

○児童虐待とは

保護者が、子どもの健康状態を損ねるような行為をすることをいいます。次の4タイプがあります。

①身体的虐待

殴る、蹴る、たばこの火を押し付ける。

②性的虐待

性的行為の強要。

③育児の放棄・怠慢

病気やけがをしても適切な処置を施さない、極端に不潔な環境で生活する。

④心理的虐待

子どもの心を傷つける言葉を繰り返し言う。

○なぜ虐待が起きるのか

虐待の原因はいろいろありますが、子どもへの接し方や育児方法が分からなかったり、夫婦の不和や仕事上のトラブルなどのストレスに苦しんでいるときに、虐待に至りやすいといわれています。

児童虐待が多く発生している背景としては、人間関係が希薄になり、親が社会的に孤立していることがあげられます。その結果、子育てに自信をなくし、虐待に発展してしまうのです。

虐待を未然に防ぐには、子育てに悩む親に対し、関係機関や地域の人たちが協力し合いながら援助の手をさしのべることが大切です。

親自身も苦しんでいます。子どもの SOS は、親からの SOS でもあるのです。

○どこへ相談したらいいの

自分や家庭だけで悩みを抱え込まないで、まず相談してみましょう。



▲定期的に研修会を開いています。

改選された民生児童委員・主任児童委員は、4～7ページに掲載しています。

名 称	連絡先
民生児童委員・主任児童委員	4～7ページの名簿をご覧ください。
福祉事務所 (家庭児童相談室)	女性児童福祉課 TEL0897-56-5151
	福祉課 (東予) TEL0898-64-2700
	保健福祉課(丹原) TEL0898-68-7300
	保健福祉課(小松) TEL0898-72-2111
東予児童相談所	TEL0897-43-3000